# 令和6年度 第1回西宮市部活動地域移行推進協議会

日時:令和6年(2024年)5月30日(木) 9:30

場所:総合教育センター 研修室2

1 開会あいさつ

学校教育部長 秦 淳也

- 2 自己紹介
- 3 本日の議題について
  - (1) 西宮型部活動地域移行基本構想について
  - (2) 検討課題について
  - (3) その他 (スケジュール・部活動休日補助員事業等)

4 閉会あいさつ

文化スポーツ部長 田中 良紀





# 令和6年度 西宮市部活動地域移行推進協議会 委員一覧

有識者	永田 隆子 武庫川女子大学オープンカレッジ所長
学校教育部長	秦 淳也
文化スポーツ部長	田中 良紀
学校教育課長	桑原 美和
文化スポーツ課長	越知 祥光
文化スポーツ課担当課長	石井 紀子
中学校長会 代表	奥谷 和久 鳴尾南中学校 校長
西宮市中学校体育連盟 会長	角南 寛 上ケ原中学校 校長
西宮市中学校音楽連盟 会長	杉田 二郎 西宮浜義務教育学校 校長
運動部活動代表教諭	池田 直矢 浜甲子園中学校 教諭
文化部活動代表教諭	北田 裕規 真砂中学校 主幹教諭
保護者代表	西井 美和 鳴尾南中学校 保護者
地域スポーツ団体代表	堀江 ひとみ 西宮市スポーツクラブ21連絡協議会 会長 古塚 正治 西宮市スポーツ推進委員協議会 会長
西宮市体育協会	大森 良剛 理事長 遠藤 純一郎 理事
地域文化芸術団体代表	池上 達 西宮市吹奏楽連盟 理事長
西宮市文化振興財団	土居 和子 参事

#### 西宮市部活動地域移行推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 西宮市立中学校(義務教育学校後期課程を含む。以下同じ。)における部活動の地域活動への移行について、西宮市及び西宮市教育委員会が、学校、保護者代表及び関係団体との連絡、調整及び意見交換を図り、部活動の地域連携及び地域移行を円滑に行うため、西宮市部活動地域移行推進協議会(以下「推進協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進協議会は、次に掲げる事務を所掌する。
  - (1) 西宮市立中学校における部活動の地域連携及び地域活動への移行に関すること。
  - (2) 生徒のスポーツ活動及び文化活動並びに各校及び地域の現状その他諸課題に係る連携及び調整に関すること。

(組織)

- 第3条 会長は、毎年4月1日以降最初に開く会議で、会員の互選により定める。
- 2 会長の任期は、毎年互選の日から当該日の属する年度の3月31日までとする。ただし、再 任を妨げない。
- 3 会長が欠けた場合において、新たに互選された会長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 副会長は、学校教育部長及び文化スポーツ部長をもって充てる。
- 5 会員は、副会長が、別表第1構成の欄に掲げる者のうちから所管の欄に掲げる区分に応じて 委嘱する。

(辞任)

第4条 会員は、辞任しようとするときは、その辞任しようとする日前1箇月までに、会長に申 し出なければならない。

(会長及び副会長の職務)

- 第5条 会長は、推進協議会の会務を総理する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 推進協議会の会議は、会長が招集する。
- 2 会長が必要と認めるときは、会員以外の者に出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(報償費)

第7条 会員が会議に出席した際には、その都度、報償費を支給する。ただし、本市から報酬(議員報酬を含む。)又は給料の支給を受ける者が職務上出頭し、又は参加した場合は、この限りでない。

2 第1項により支給する報償費の額は、会議1回につき2,000円とする。

(守秘義務)

第8条 会員は、活動上知り得た秘密を漏らしてはならない。会員を辞任した後も、同様とする。

(庶務)

第9条 推進協議会の庶務は、別表第2に掲げる所属が共同で処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に 諮って定める。

付 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。

# 別表第1(第3条関係)

構成	所属	備考	所管	
教育委員会	学校教育課長	部活動所管課	学校教育部長	
事務局				
産業文化局	スポーツ推進課長	社会スポーツ活動所管課	文化スポーツ部長	
	文化振興課長	文化活動所管課	文化スポーツ部長	
有識者		学識経験者等	学校教育部長及び	
			文化スポーツ部長	
学校関係者 西宮市立中学校長会代表 西宮市中学校体育連盟会長 西宮市中学校音楽連盟会長			学校教育部長	
		運動部活動関係	学校教育部長	
		文化部活動関係	学校教育部長	
	西宮市立中学校運動部活動代表教諭	運動部活動関係	学校教育部長	
	西宮市立中学校文化部活動代表教諭	文化部活動関係	学校教育部長	
保護者 西宮市立中学校在籍生徒の保護者代			学校教育部長	
	表			
地域団体	地域スポーツ団体代表	SC21等	文化スポーツ部長	
	西宮市体育協会		文化スポーツ部長	
	地域文化芸術団体代表	吹奏楽連盟等	文化スポーツ部長	
	西宮市文化振興財団		文化スポーツ部長	

# 別表第2(第9条関係)

学校教育課
スポーツ推進課
文化振興課

# 令和6年度 第1回西宮市部活動地域移行推進協議会 議事録

■ 日 時:令和6年5月30日(木) 9:30~11:30

■ 会場:西宮市役所 東館7階 西宮市立総合教育センター 研修室2

■ 内容:

1. 開会あいさつ

学校教育部長

# 2. 自己紹介及び会長選任

### 3. 本日の議題について

(1) 西宮型部活動地域移行基本構想について

#### <事務局説明>

#### (会長)

子供の文化・スポーツの環境を残していくことが最大の目標である。したがって、 今までの部活動を地域移行していくことで、負担ではなく加担になるような形にして いくことが必要である。

土日だけを担当すると、運動部で考えると、何が指導できるのか。その点が難しいが、まずはそれでもやろうという気持ちがある指導者を集め、始められればと思う。 (事務局)

事務局の姿勢として、多くの事例を教えていただき、調べながら西宮市のソフトランディングのタイプとして、中学校で部活指導をされている方が割と熱心で、今後も引き続き指導していただく意思のある方もいると聞いているため、いきなり専門的な指導者を配置することは、少し難しいと思っている。まずは、提案させていただいたこの形で、兼職兼業の先生も十分活躍でき、新しく加担していただける方にも参加していただけるようなスタイルを、たたき台として作成している。

#### (委員)

先生方は、平日は業務で忙しく、部活動指導もなかなかできず、じっくりと指導できるのは土日だけだと思われている先生も多くいると思う。休日に地域移行しても、「やってもいいよ」という先生がどれぐらいいるのかを知っておくためにアンケートを取ってみてはどうか。

また、先生に超過勤務をさせないために、休日に指導することができないということはないか。

### (事務局)

兼職兼業の手続きに則って申請をしていただき、要件にあえば、続けて指導していただくことが可能である。令和4年度、先生方にアンケートを実施しており、「続けて指導していきたい」と言われていた方と、「条件等によっては、続けたい」と言われていた方、それと、「続ける意向がない」と言われた方がいた。条件さえ合えば指導を続けていきたいと言われている方に、きちんとした条件を示さないと、やはり同じ回答を示されるだろうと想像する。この後、提案させていただく検討課題等をクリアして

から、謝金や保険、時間、責任の所在などを示せたところでの先生方へのアンケートであれば、前回、「条件が合えばやります」と言ってくださった方が、明確な意思を示していただけるのではないかと考える。

### (2) 検討課題について

<事務局説明>

#### (会長)

見守りとは何か。

#### (事務局)

指導者でも、例えば、1年間52週間、土日、全部皆勤で出てくるということは想定できないため、一定休んでいただきたいと思うなか、指導力はないが、自主練習など試合形式の練習の際、怪我や事故の防止、起こったときの対処をしていただく方を想定した人員確保である。

# (事務局)

「見守り」も含めて2人から3人体制がとれれば、競技経験がない顧問の先生でも、 活動内容が自主練習的なものであればできるのではないか。

#### (委員)

「見守り」の方も登録していただくのか。

#### (事務局)

登録していただき、研修も受けていただくことになる。

## (委員)

「見守り」の方のバンク登録や研修までは必要ないのではないか。敷居が高くなる。 今後、事務局で検討していただきたい。

#### (委員)

「見守り」の方しかいないときに、事故が起きた場合のことを考えると登録も研修 も必要ではないか。

#### (事務局)

人材バンクへの登録まではせずとも、研修を受けていただく等の方法もあるのではないかと思う。お話を伺っている限りでは、例えば、研修を受けていない方が「見守り」に参加していただくことが難しいのであれば、線引きをすることも今後詰めていきたい。

#### (事務局)

「見守り」の方に一定額の謝金を、指導者の方ほどではないにしても、研修を受けた上で、子供たちが怪我をしたとき、軽い怪我であれば「見守り」の方が何らかの処置や対応をしていただければ、指導者が指導を続けられるというようなことも想定されるなかで、一定時間、活動の場にいていただくという部分についての謝金は支払うこととになるので、人材バンクの登録が必要という観点からの案である。

# (委員)

去年まで、事務局の立場にいて、学校現場に行ってみたときに感じたことがある。 部活動については、自分が子供のときに比べ、かなりの保護者の方の参加が多いと感 じている。試合の引率など、保護者の方の協力がかなり入っている。したがって、この 基本構想での検討課題については、それぞれ一番の案で進めていただくことが良いと 思うが、受益者負担のことを考えると、保護者が受益者負担としてお金を毎月支払い つつ、その保護者にもご協力いただいて、「見守り」とか引率とかをしていただいてい るという、2つの立場で動いていただいているということを少し考えながら、細かい 事務的なことも考えていかなければいけないと思った。

また、先生方のことについては、やらなければいけないという部分も、やりたいという部分もあるということだが、本当に土日の試合のときなど、私も参加したが、もう精一杯である。準備も後片付けも、審判も含めてやることになるため、かなり労力を割いているということを考えると、全部担うというよりは、土日も参加したいという先生がおられたとしても、そこに何かしらの交代や休みの設定などができるような工夫も必要になってくるのではないか。本当にやりたいという思いも持ちながら、かなりの時間と労力をかけているというのが、現場としてもすごく感じている。

もう1点、今、この構想のまま進んでいただけたら嬉しいが、令和8年度以降のことについて、当然休日だけでなく平日の移行もということで、順次考えていただきたい思いはあるが、今、この現在の段階で、子供たちの数がどんどん減ってきているなか、部活動が、各学校で存在しなくなってしまうということに対して、保護者の方々も生徒も、何とか自分がやりたいことがあるということを、直接学校現場で声を聞くことが多くなった。やはり少しでも早くこの問題を解決して、子供たちがいろんな場で参加できるような自分がやりたいことを取り組めるような仕組みを、早急に作っていかなければいけないということは、皆さんで共有したい。

#### (委員)

吹奏楽では、80人から90人の大人数の場合、今後、移行していくなかで、1人でその大人数を全部管理する、また引率もする、そして指揮もする。大会になると、朝から晩までの拘束になってしまうようなことも起こっている。連盟としては、午前中のこの時間までというように工夫しているところであるが、大人数で何かあったときの対処、急な病気で参加できなくなったなど、保護者はお金を払っているため、できなかった場合は代替の日を設定しなければいけないことも起こってくるかもしれない。そういうことも含めて、「見守り」の方の配置、また協力していただく方の登録というのは必須かなと思う。やはり安心・安全が一番であるため、学校現場であれば引率の方を誰かにお願いすることができていたことが、今後、1人でやらなければならないとなったときに、その負担が逆に「教職員の勤務時間の適正化」の趣旨から外れてしまうのではないかと思う。

### (会長)

西宮市の現状で言えば、単独ではチームがつくれない中学校が多くあろうかと思うので、そのあたりの整備もしていくなか、どこの中学校とどこの中学校がひとつになってのチームづくりをしていくような案があっても良いのかなと思った。

指導者資格については、全員に研修を受講させるのか。または、免許を持っている 方や、応急処置等の研修を受けておられる方は受講しなくてもよいのか。

### (委員)

いろんな研修を受講している教員は、免除しても良いと考える。

#### (事務局)

研修のスタイルというのは事務局でも腹案はないが、例えば今の流れから言うと、動画研修のようなものがあっても良いのではないかと思う。実技が必要な部分についてはもちろん何とかしないといけないが、一定、部活動の地域移行に関わってくださる指導者もしくは「見守り」的な指導者補助の方にせめて動画を見ておいていただくという形でハードルを低くして、何とか可能な限りたくさんの人に研修を受けていただけたらなという思いはあるが、免除については案がまだないため、この場で何かあったらご意見をいただきたい。

#### (会長)

私は、ある程度ラインを引けばよいと思うが、校長先生が認めた指導者については、 研修関係は免除するとか、「私は是非とも受講したい」という人がいらっしゃれば、そ れはそれで良いと思う。

#### (事務局)

学校の先生方の立場として、指導者や可能になれば「見守り」というところで、やはりここだけはというような研修や、ここにはないけれども、こういった研修はぜひ受けていただきたいというようなものがあれば、この協議会の場でご発言いただけたらありがたい。

# (会長)

ハラスメント、熱中症対策、心肺蘇生法、AED、施設管理等の動画づくりをし、1 回は講習会を開催し、それを録画して誰でも見てもらえる状況を作ることも必要だと 思う。

# (委員)

心肺蘇生法とAEDは実技が必要と考える。研修を受講してもらってから正式に登録するか、登録してもらってからすべての方を受講させるかどう考えているか。

#### (委員)

ここに書かれているハラスメント等は、我々も顧問として当然知っておくことであるし、文化部、運動部関係なく、必須ではないか。

文化部は、活動自体が学校行事に直結をしている部活動であるため、例えば、吹奏 楽部は、コンクールも大きな行事だが、保護者や同級生に3年間の集大成を見てもら う文化活動発表会こそが一番大切な会だと思っている。また、入学式や卒業式、体育 大会等の学校行事にも直結している。そうなると、現場にいる指導者が、地域の方と どのように連携を図っていけば良いのかと思う。

# (委員)

学校現場では、技術指導だけが中学生と関わるために必要なことではないと思っているので、例えば、保護者の方が、顧問が当日行けないからその日1日だけ現場に行って見守ってもらえるということが想像できない。それであれば、技術指導ができなくても、普段から現場で子供たちと関わっている方であれば、お願いもしやすいので、技術指導が「できる」か「できない」かによって金額に差をつけるということは違うのではないかと思う。

### (委員)

昨年度まではなかなか具体案が出せなかったところを、基本的な構想としてこれでスタートするというところは、皆さんで確認ができたら良いのだろうと思っていたため、先ほど私の話の後半部分のことを3枚目のロードマップのところから始まってくると思うが、先ほど話があったような指導者の資格のこと、受益者負担のこと、謝金のことなどを、これからすぐにでも詰めていかなければいけないことだと思う。そうなったときに、推進協議会を今年度、何回も開いて一つ一つの課題を議論すべきなのか、そこのところを示していただいた方が良いのではないかと思うので、事務局から全部一度に出てくるものなのか、そうではなく、それぞれに関わる方々と少し調整をしながら小さなグループで議論すべきことなのか、この協議会を何回か開いて今回は受益者負担のことを今回は指導者の資格のことをということを議論していこうとされているのか、ロードマップも含めて教えていただきたい。

### (事務局)

今日、議論いただきたいのは、基本構想の細かいところではなく、例えば、指導者の 資格として研修が必要なのかなどを皆さんと合意形成を図ることである。細かなとこ ろは、事前に調整いただいて意見いただければよい。例えば受益者負担が発生すると いうことで、我々として提案しているが、保護者の立場だったらどうなのかなど、そ れぞれの立場で意見いただきたい。ロードマップは大枠が決まった後に、事務局から お示しさせていただきたい。

#### (事務局)

大きな方向性としてお示ししている。異議異論がないようであれば、今後この方向 で事務局の方で詳細を詰めて、調整させていただく。

#### (委員)

学校の部活動を、土日に地域移行するということになると、やはり大事なことは、 学校の先生方に関わっていただいて地域移行しないといけないし、その地域移行する 受け皿で、人材バンクの話もありましたけど、それぞれの競技団体が指導者を育成す るなどの準備をして、受け皿をきちんとつくった状態で、兼職兼業のお金の問題、労 働時間や労働基準法等いろいろな問題も含めてクリアをしていかなければ、例えば、 急ハンドル・急ブレーキ・急加速、本当に心配なことばかりだ。冒頭のあいさつでもあ ったが、子供が宙に浮かないように、また、この会の基本的な考え方が子供たちのた めにというところでスタートしたことについては、本当にありがたいと思っている。 何より「教師がやる気があるのかないのか」という話があったが、よく言われている のは、もういよいよ部活動を「やりたい」という教師が2割ぐらいしかいないという ことである。阪神間でも、ある市では令和8年から学校部活動をすべてなくすという ようなことを言っている。そのような中で、先生方の意欲の部分で言うと、「お手伝い」 や「この程度だったら」などというように、前向きに今までのように子供を育てるこ とが好きな先生方が、引き続き関わってやりたい。しかし、今までのように、ずっとや っていくことが、やはり大変だというような中で、代わりの先生がおられたりするよ うな状況の中でやっていく。例えば、中体連で言うと、複数校合同チームと言って、い くつかの学校が一緒になって、大会参加できる仕組みがある。それから、拠点校方式 というものもあり、この拠点にこの部活動をしたい子が、自校にクラブのない子が集まって部活動する。そうやって、運動機会や大会参加の確保を、中体連としても進めているところである。せっかくお話させていただく機会なので、ぜひ、中学校から、地域へ丁寧に、丁寧に上手く移行できるように、諸々のこの大枠のラインの中で、ご審議いただきながら進めさせていただけたらなと思っている。何より、私は「教員の力」をなくしては、地域移行はスムーズにいかない、子供が宙に浮いてしまうと思う。「働き方改革」ももちろん大事であるが、「働き方改革」を前面に出すことで、子供たちが宙に浮くと思う。だからこそ、丁寧に移行することを、子供を真ん中に置き、丁寧に移行することを考えていただくことが大事だと思う。

#### (委員)

大枠として、提案されたことで進められたら良い。いろいろとご指摘いただいたが、 我々もこれまでの経験上心配事はあるが、新しいことを今からやっていくため、どう やっていけばよいか前向きに考えていく方が良い。中学校において、部活動は文化と なっている。サッカーにしても、地域にクラブがあり、サッカーしたいときはそこに 行ってやる。リアルマドリードでも下部組織があり、そこに行ってサッカーをするが、 日本は学校に活動場所がある。その特殊性も踏まえた文化が好きで、中学校教員にな ることを目指してきた。そこに、大きな意味や価値も当然あるが、大きな負担や犠牲 も同時にある。これまで給特法の4%で、定額働かせ放題の仕組みなどと言われるが、 給料に4%上乗せることで、4時 45 分以降の6時までの時間、部活動指導をしなけれ ばいけないと思ってやってきたが、普通の人の働き方からすればおかしいというパン ドラの箱を開けてしまったので、教員が値打ち・価値を感じるからこそ、犠牲を厭わ なかったところに目を向けざるをえなくなっている。子供が最終的にはきちんと救わ れていく、子供のために行われていることが、一番のベースになるが、文化であるた め、なかなかすぐには変わらない。例えば、ソフトボールでは、部活動こだわっている 顧問がたくさんいる。十分に人数が足りているチームで全国大会を目指しているよう なチームが西宮市にもある。今後もその顧問はそれだけの犠牲や労力をつぎ込みなが ら全国大会を目指しているし、子供もそういうモチベーションでやっているので、土 曜日、日曜日、例えば「見守り」をしてくれる人がいるかというと、顧問にとっては了 承するかどうかということだ。もう一方では、人数が足りなく、部活動が廃部になっ ていき、以前の半分のチーム数になり、各校だけではチームが組めないため合同で行 い、平日は各校で練習をして、土日は集まり、もうすでに地域移行の理屈と同じこと が起きているため、地域移行とはどのようなメリットがソフトボールにあるのかと言 われたときに、正直イメージしづらい。土曜日、日曜日は各校で練習をしているが、土 曜日、日曜日は、練習試合をしたいとなる。そうすると、平日に教えている先生が、土 曜日、日曜日は別の監督に試合をやってくださいと言って、できるのかという課題も ある。卓球や剣道、柔道など、個人で試合に参加できる競技であれば、平日満足に練習 できないが、土曜日、日曜日には、30人集まってできれば値打ちがある。そこに、指 導者が見守るとなれば、競技性があるような気がしている。つまり、急加速・急ブレー キの話があったが、教員にも8年度から一斉にやろうと言われても、簡単にできる競 技とできない競技が絶対にあると思う。今後の進め方は、慎重にやっていただきたい。

何よりも教員の「やりがい」ということも大事にしてあげたい。今まで子供のために、 土曜日、日曜日も家庭も顧みず、自分をつぎ込んできた教員もたくさんいるため、そ の人たちが、今回のことで、「もう学校の先生はいいかな」と思うようなことには絶対 なって欲しくない。その人たちも、やはり部活動も形を変えていかなければいけない と思うまでには時間がかかるので、その人たちには時間を保障していただいたいと思 う。

### (会長)

兼職兼業が認められ、先生方も自分の仕事から離れてではなく、その延長線で、生徒たちを教えられる環境を作るということが必要だからこそ、無給で今まで指導されていたので、ある程度の保障はしてほしい。

### (委員)

お金の問題については、学校の顧問とし活動したときは無給ではなく、現在もお金は発生している。県から1回につき4時間以上の活動だと3,600円が支給されていると思う。教員が指導することについては、すでに兼職兼業をしている。しかし、自分が住んでいる地域の子供たちを指導することになれば、それこそ兼職兼業なのかなと思う。

# (会長)

それを全体的に認めていこうという考え方に移行していくのだと思う。

#### (委員)

元々中学校に部活動は存在しているため、先生になりたいというときには、当然、 何部かの顧問になるということはわかっているはずである。そこら辺のことを聞かせ ていただきたい。

#### (委員)

私は、中学校教員に採用されたとき、専門競技ではないサッカーの顧問になった。 おかげで、多くの先生にいろいろなことを教えていただき、また、部活動とは関係な い学級経営等のことも教わった。そうやって、部活動を通して教員としての資質を育 てていただいたように思い、いまだに当時の先生には感謝している。そういうことが、 私たちの時代では当たり前のことで、競技経験がなくても、「勉強になるから頑張れ」 ということで指導してきたが、残念ながら時代が変わってきている。例えば、「勤務時 間を過ぎたのだから、もう働きません。」と、言われたら校長は認めざるをえないし、 「採用されたとき、部活動を頑張ると言っていたのと違うの?」、「部活動を通してし っかり子どもの面倒を見てあげてね。」と言うことが難しくなってきている。また、若 い教員が、「人生設計」を考える中、仕事が余りにも大変だからということで、退職し、 民間企業に転職するケースも出てきている。そういう状況で、これからの地域クラブ 活動は、まず、国は全国大会の縮小を考えている動きがある。そうなると、近畿大会も 縮小、兵庫県大会、阪神大会、西宮市大会も当然縮小される中で、大会運営もしていか なければならないとなれば大変になってくるため、民間の力も借りて、まずは先生方 が中心になり、地域へと手渡す準備をしていき、将来的には、残念ながら中学校の部 活動がなくなるかもしれない。しかし、それを上手に「働き方改革」ももちろん大事で すが、上手に移行する準備を丁寧にやっていこうということである。

#### (委員)

委員が言われたように、できるところからやれば良いと思う。しかし、問題は人と物と金、陸上でいえば場所が重要である。陸上競技協会の立場で言えば、地域移行することになれば、小、中学校の先生と、退職した陸協OBが、土日であれば面倒を見て、平日は中学校の先生や外部指導員が指導に当たり、大会運営についても中学校の先生が中心になって多くの陸協OBにも運営にご協力していただいている状況である。しかし、コロナ禍で、「働き方改革」と言われ出し、また、地域移行もありOBが心配していることが、場所とお金、責任で、それらを整理していけば、地域でも指導者として参加したい人がたくさん出てくると思う。

#### (委員)

私も幼少から吹奏楽をやってきて、教員になりたいと思うようになった。最後は校 長として退職したが、連盟活動は続けている。地域移行の話が出たときには、正直「何 を言っているのか?」という言葉しかなかった。事務局では、先生方の思いも十分に 取り入れながら、この案が作成された。したがって、委員が言われたように文化活動 はこれからどうなっていくのか心の中では悶々としている。卒業式や入学式はブラス バンドあっての話で、ブラスバンドの演奏がなければ始まらない。それぐらいの責任 を持ってやってきたと思う。最後は心を込めた演奏で卒業生を送り出すという強い思 いを持ってきたことが、ある意味では子供たちに心の豊かさとか音楽を通しての繋が りとかいうものも、十分に指導してきた証があるということを自負している。だから こそ、この地域移行を、人・物・金という話があったが、どこまでお金があるか、人も どこまで集まるか、場所もどこまで確保ができるかわからない。しかし、一番大事な ことは、今、協議されていることを加味しながら作成されたものがこれであるという ことは、事務局の一員として言える。ご意見いただいたことは、持ち帰って新たな提 案をさせていただくことが、より一層充実・発展していくことになるのかなと感じて いる。しかし、絶対に生徒ファーストであることは間違いないこと、今、西宮市の現状 からできることは何かということを精査していかなければならないと思う。だから、 先生方の要望がどこまで受けられるか。とりわけ吹奏楽は莫大なお金がかかる。修理 費や楽器の輸送費等の課題がある中で、徐々に進めながら8年度には実施しなければ いけないのかと思う。この協議会も一枚岩となって、進めていくことが大切であり、 忌憚のない話をしていただくことが一番大切だと思う。

#### (委員)

子供たちが部活動を始めるにあたって、個人的に揃えていかなくてはいけないものがあって、最近の物価高もあり、昔よりかなりの負担になっている。これは、吹奏楽部がほとんどだと思うが、保護者会などで会費を集めて子供たちの活動をサポートしているなかで、更に地域移行することで会費を集めることになると、家庭にとって金銭的な負担が大きくなることにより、もしかしたら、部活動を続けることができなくなる子供たちが出てくるかもしれないと考える。そのことを考えると保護者に負担をお願いするのではなく、西宮市の方で負担していただける仕組みを作っていただきたい。(会長)

<『「大阪市立中学校部活動支援人材バンク(部活動指導員)会計年度任用職員」登

録者募集要項』『大阪市部活動指針(プレーヤーズファースト)」の資料を配布し、前者の説明をされる。>

(3) その他 (スケジュール・部活動休日指導補助員等)

### <事務局説明>

#### (委員)

兵庫県教育委員会の体育保健課と話をするなかで、令和8年度からは学校管理外で、 令和7年度末までは学校管理下であると言われていました。この図では、令和7年度 末で、まるで中学校の学校の部活動が終わってなくなるというようなイメージに捉え てしまうので修正が必要ではないかと思う。

#### (事務局)

ご指摘いただいたように土日、休日の移行のことについて、議論いただいているが、 そこのところがこの図ではわかりづらくなっている。平日の部活動については、今後 も続いていくということがわかるようなものにする必要があるため、修正する。

# (会長)

時間がきたので、まとめさせていただく。

ロードマップ、「西宮型の部活動移行」、「体制イメージ」が承認されたので、これに 則り進めていただきたい。また、地域移行に関しての基本構想と検討課題も認めてい ただいた。ロードマップは、若干の修正を加えていただいき、西宮市として推進協議 会の案として、先生方或いは協会関係者の方々にも協力いただきながら、進めていた だきたい。

また、参考資料等を再度お目通しいただき、より良い形で、子供たちが、運動・文化 的な活動が推進できる形を作りながら進まないといけない。

令和6年5月30日 西宮市部活動地域移行推進協議会

西宮型部活 動地域移行 の方向性

- ○少子化の中でも**生涯にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会**を確保する。
- ○**人間教育を基盤とした**、スポーツ活動や文化芸術活動を継承・発展させ、さらに、**地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学び**などの新しい価値が 創出されるよう環境を整える。
- 「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備を図り、**西宮** 市のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消する。

# 中学校・義務教育学校

- ・管理職、担当者との連携
- ・活動場所の調整
- ・ 施設設備の 整備
- 兼職兼業の申請





連携

# 運営主体 = 西宮市

## 事務局・コーディネーター機能

- ・活動場所の利用調整
- ・学校や競技団体・指導者等との連絡調整
- 兼職兼業の手続き
- 推進協議会の開催

休日の地域活動を運営する母体となる組織です。休日の部 活動が地域活動へと移行した当初は西宮市が運営し、可能 な事務については企業・団体等の協力を得ながら運営しま す。

企業・団体(調整中)

# 連携

#### 西宮市部活動地域移行推進協議会

- ・円滑な地域活動への移行の検討
- ・ 種々の課題整理
- ・今後の方針の策定



#### 基本構想の検討課題

- ✓ 会費の徴収
- マ保険の手続き
- ✓指導謝金の支払い
- √指導者の研修

保護者・生徒

・説明会の実施



休頼・調整

依頼・調整

# 実施主体

休日の地域活動を実際に指導する団体や組織です。指導者 の配置や調整、活動場所の確保など、活動の運営をします。

# ₩地域団体

- ・地域スポーツ団体・文化団体
- SC21 ・大学 ・企業 等

# 爲各競技団体

部活動から移行した地域活 動の競技団体(部活動でい う専門競技部のこと)

# ₩各チーム

・部活動から移行した地域活 動のチーム(部活動でいう 各校のチームのこと)

合唱

# 事務局・コーディネーター機能

- ・指導者の確保・調整・配置・派遣
- 活動場所の確保・連絡調整
- ・生徒の受け入れ・加入手続き
- ・活動の安全確保・安全管理
- ・多世代でのスポーツ・文化活動 等

指導者の派遣・活動場所での指導

剣道

吹奏楽  陸上

▲地域指導者

活動

場所

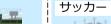
での 指導







地域団体の活動拠点



社会体育施設

水泳









テニス



バスケ



陸上



ソフトホ゛ール



バレー

希望する活動・場所に参加

活動場所

































令和6年5月30日 西宮市部活動地域移行推進協議会

西宮型部活 動地域移行 の方向性

- ○少子化の中でも生涯にわたり、生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保する。
- ○人間教育を基盤とした、スポーツ活動や文化芸術活動を継承・発展させ、さらに、**地域での多様な体験や様々な世代との豊かな交流等を通じた学び**などの新しい価値が 創出されるよう環境を整える。
- 「**地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」**という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できるよう、地域の持続可能で多様な環境の一体的な整備を図り、**西宮** 市のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消する。

# 運営主体 = 西宮市

休日の地域活動を運営する母体となる組織です。休日の部 活動が地域活動へと移行した当初は西宮市が運営し、可能 な事務については企業・団体等の協力を得ながら運営しま す。

#### 事務局・コーディネーター機能



- 活動場所の利用調整
- ・学校や競技団体・指導者等との連絡調整
- ・兼職兼業の手続き
- ・推進協議会の開催 等

企業・団体

依頼・調整

# 実施主体

休日の地域活動を実際に指導する団体や組織です。指導者の 配置や調整、活動場所の確保など、活動の運営をします。

₩地域団体

- ・地域スポーツ団体・文化団体
- SC21 ・大学 ・企業 等

♣各競技団体・部活動から移行した地域活動の競技団体(部活動でいう専門部のこと)

# **為**各チーム

・部活動から移行した地域活動のチーム (部活動でいう各校のチームのこと)

# 事務局・コーディネーター機能

- ・指導者の確保・調整・配置・派遣
- ・活動場所の確保・連絡調整
- ・生徒の受け入れ・加入手続き
- ・活動の安全確保・安全管理
- ・多世代でのスポーツ・文化活動

#### ■検討課題1 団体運営・組織のあり方について

- ○実施主体が運営主体に申請・登録・加盟する。申請・登録・加盟後
  - I. 運営主体の傘下として、基本線をそろえながら実施主体が運営・活動する 指導者、謝金、保険等の基本となるところは統一し、ある一定、運営主体がコントロールしながら活動する。
  - Ⅱ. 実施主体が独立して運営・活動する(指導者、謝金、保険等の運営而全般を、各競技団体に任せる。)
  - Ⅲ. すべての運営を、運営主体が行う(指導者、謝金、保険等の運営面全般を、運営主体が担う。)
- ■検討課題2 指導者の確保・調整・マッチング等について
  - I. 運営主体がバンクを設け、調整・配置する (各競技団体や各チーム・団体から推薦された方もバンクに登録する。)
  - Ⅱ. 各競技団体や各チーム等で個別に行う
- ■検討課題3 受益者負担のあり方について
  - I. 一定額の基本となる負担額は決めて、それを超える費用については各競技団体や各チームで個別に集める。
  - Ⅱ. すべて同じ負担額で設定する
  - Ⅲ. 各競技団体や各チームで負担額を設定する
- ■検討課題4 指導者謝金の金額設定について
  - I. 全指導者を同一金額で設定する(ただし、見守り等の方は別途一律の謝金を設定する)
  - Ⅱ. 各競技団体や各チーム等で設定する
- ■検討課題5 指導者資格について
  - I. 研修の受講を必須とする。(ハラスメント、熱中症対策、心肺蘇生法・AED、施設管理等)
- ■検討課題6 保険加入(スポーツ安全保険)について ○対象者は指導者・生徒
  - I. 企業・団体による徴収を目指す。

令和6年5月30日 西宮市部活動地域移行推進協議会

	令和 5 (2023		令和6年度(2024年度)			令和7年度(2025年度)			令和8年度 (2026年度)	
	3 学	期	1 学期	2 学期	3学期	1学期	2学期	3 学期	1学期	
定義		学校管理下の活動								
学校	■全市的に部活動の統廃合の原案を検討 ・中体連専門競技部、中音連などを中心に各部や近隣校の状況、 活動場所の立地条件等を踏まえ、原案を検討 ・電数校方式の発展的解消									
西			中体連理事・正副 専門委員長会 ■ <b>保護者説明</b> ・各校・市	中体連理事・正副 専門委員長会 <b>3会(概略)</b> 5内で実施 【学校と返	直携】	■ <b>保護者説明会(詳</b> ・各校で実施 【学校と連携】	細)			
西宮市部活動地域移行推進協議会・運営主体	回过		・人的配置、運営 ■地域活動の大枠を 団体 指導者 受益 運営 調整 負担	選権   資格   関金   保険   保険   保険   保険   保険   保険   保険   保		域活動の具体が確定 ①運営主体の役割 ②指導者調整 ②受益者負担額 ②指導者資格 ②指導者謝金 ②保険の手続き ②兼職兼業の手続き ②各競技の活動場所 ②経済支援のあり方		—	持続可能な 地域活動の 運営	
営主体					確保 団体、大学、企業等、地 市政ニュース、市HP・LIN	IE·Instagram·Facebook		品館等での説明会		
						■人材バンクの設置 ・運営主体決定後	、人材バンクを設置・指	導者の調整		
	運営 主体		■運営主体が決定するま	までの運営主体						
	予算 計画		■ 収支構造の立案 ■ 予算措置・実施計画					持続可能		
行政	施設援 兼職業 ICT 広報 計画 その他		■経済的支持 ■部活動に対 ■兼職兼業(	対する補助金の整理 の整理 ルの選定・導入	· 調整				な活動に 向けての 支援・関 わり	

# 「部活動休日指導補助員」事業実施要項(案)

(趣旨)

第1条 この要項は、中学校・義務教育学校の休日の部活動の地域移行を見据え、土曜日、日曜日及び祝日の部活動指導に際して、中学校・義務教育学校の生徒に対し、教員の部活動指導を補助したり、教員に代わって部活動指導を行ったりするために、「部活動休日指導補助員(以下、「補助員」という。)」事業について必要な事項を定める。

(活動)

- 第2条 補助員は、学校長の監督の下に、次に定める各号の活動に従事する。
  - (1) 部活動顧問と連携し、土曜日、日曜日及び祝日の部活動指導を補助すること。
  - (2) 部活動顧問と連携し、土曜日、日曜日及び祝日に行われる大会等の引率を補助すること。

(要件)

- 第3条 補助員は、20歳以上であり、原則として学校長が指示する部活動の技術指導ができる者とし、第1条の趣旨を理解し、積極的に取り組む意欲のある者で、補助員として教育委員会に登録された者とする。
  - 2 「西宮市立中学校・義務教育学校部活動の方針」を理解するとともに、各校で定める部 活動方針に則って活動できる者とする。

(登録)

- 第4条 補助員として登録を受けようとする者は、「部活動休日指導補助員」、誓約書により学校 教育課長に申請する。
  - 2 学校教育課長は、申込書兼登録用紙の内容を審査し、登録を決定する。

(配置)

- 第5条 補助員の配置を希望する学校長は、「部活動休日指導補助員 申請書」を学校教育課長 に提出する。
  - 2 学校教育課長は、申請書を審査し、その結果を学校支援者活動実績管理システム入力用アカウント等の送付により当該学校長へ通知する。

(配置回数及び配置時間)

- 第6条 補助員の配置回数は、年間55回以内とする。
  - 2 補助員の配置時間は、1回につき4時間以内とする。
  - 3 補助員の配置曜日は、主に土曜日、日曜日及び祝日とするが、教員と連携する必要がある場合に限り平日も可とする。

(謝金等)

第7条 補助員の謝金は1時間1,205円とし、所得税を源泉徴収する。交通費は支給しない。

(活動実績報告)

第8条 配置を受けた学校長は、活動終了後、月ごとに学校支援者活動実績管理システムにて翌月5日までに活動実績を報告する。

(遵守事項)

- 第9条 補助員は、次の各号を遵守しなければならない。
  - (1) 学校長の指示に従い活動に専念すること。
  - (2) 活動上知り得た秘密を他に漏らさないこと。また、活動終了後も同様とする。
  - (3) 体罰やセクシャル・ハラスメント等、まわりに誤解を与えるような言動は行わないこと。
  - (4) 補助員の信用を傷つけ、または不名誉となる行為をしないこと。
  - 2 前項の規定に反した補助員の配置を取りやめることができる。

(その他)

- 第10条 補助員の活動にあたり、保険を適用する。
  - 2 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、学校教育課長が別に定める。

付 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。